

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	四国財務局長
【提出日】	平成17年4月25日
【中間会計期間】	第55期中（自 平成16年8月1日 至 平成17年1月31日）
【会社名】	株式会社イチヤ
【英訳名】	ICHIYA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉岡 公和
【本店の所在の場所】	高知県高知市帯屋町一丁目10番18号
【電話番号】	088（823）2638（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 曾我部 達雄
【最寄りの連絡場所】	高知県高知市帯屋町一丁目10番18号
【電話番号】	088（823）2638（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 曾我部 達雄
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町1丁目5番8号）

第一部【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第53期中	第54期中	第55期中	第53期	第54期
会計期間	自平成14年 8月1日 至平成15年 1月31日	自平成15年 8月1日 至平成16年 1月31日	自平成16年 8月1日 至平成17年 1月31日	自平成14年 8月1日 至平成15年 7月31日	自平成15年 8月1日 至平成16年 7月31日
売上高（千円）	484,658	409,670	340,940	856,560	743,235
経常損益（千円）	△177,279	△199,721	△276,215	△396,134	△443,510
中間（当期）純損益（千円）	△332,379	△355,246	△655,503	△562,766	△685,110
純資産額（千円）	1,303,409	1,125,906	1,550,948	1,142,969	1,357,570
総資産額（千円）	3,100,781	2,957,474	2,930,250	2,932,485	2,956,547
1株当たり純資産額（円）	19.77	13.69	9.59	16.63	12.97
1株当たり中間（当期）純損益（円）	△5.61	△4.83	△5.06	△8.94	△8.16
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	42.0	38.1	52.9	39.0	45.9
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	△148,241	△227,037	△267,254	△255,821	△486,120
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	1,906	△49,161	△119,147	△22,873	△42,592
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	276,557	364,002	269,281	276,341	742,174
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高（千円）	272,101	224,183	232,718	136,379	349,840
従業員数（人） [外、平均臨時雇用者数]	18 [65]	27 [63]	22 [52]	22 [64]	20 [60]

（注）1. 売上高には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

2. 第53期から、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

3. 第53期中間から第55期中間の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益は、1株当たり中間（当期）純損失が計上されているため、それぞれ記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第53期中	第54期中	第55期中	第53期	第54期
会計期間	自平成14年 8月1日 至平成15年 1月31日	自平成15年 8月1日 至平成16年 1月31日	自平成16年 8月1日 至平成17年 1月31日	自平成14年 8月1日 至平成15年 7月31日	自平成15年 8月1日 至平成16年 7月31日
売上高（千円）	412,619	409,640	340,940	784,257	743,139
経常損益（千円）	△156,521	△193,028	△277,529	△374,557	△434,229
中間（当期）純損益（千円）	△316,021	△348,513	△656,673	△545,548	△675,749
資本金（千円）	3,297,257	3,509,547	4,253,047	3,333,657	3,800,747
発行済株式総数（株）	65,930,884	82,260,884	161,760,884	68,730,884	104,660,884
純資産額（千円）	1,292,918	1,123,008	1,549,507	1,133,338	1,357,300
総資産額（千円）	3,091,294	2,953,886	2,954,138	2,922,718	2,981,183
1株当たり中間(年間)配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	41.8	38.0	52.5	38.8	45.5
従業員数（人） [外、平均臨時雇用者数]	17 [65]	27 [63]	22 [52]	22 [64]	20 [60]

（注） 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 提出会社の1株当たり情報については、第5号様式記載上の注意(4) bただし書に基づき省略しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成17年1月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
衣料事業	7 [13]
飲食事業	7 [39]
不動産事業	1 —
その他事業	0 —
全社（共通）	7 —
合計	22 [52]

（注） 1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は〔 〕内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。なお、その数は1人当たり1日8時間換算により算出しております。

2．全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成17年1月31日現在

従業員数（人）	22 [52]
---------	---------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は〔 〕内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。なお、その数は1人当たり1日8時間換算により算出しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、民間設備投資や輸出の増加を背景に、回復の兆しが現れてきたものの、個人消費の回復に力強さはなく、記録的な猛暑、度重なる台風上陸、新潟中越地震、スマトラ沖地震による津波被害等、天候や災害による気候的マイナス要因により厳しい経営環境が続きました。

このような環境のなか、当社グループは本業である紳士服等衣料品事業および焼肉店の飲食事業とあわせ、小規模ながら不動産関連事業に取り組んでまいりました。

① 衣料事業

紳士服等衣料品事業に関しましては、成熟した市場において競合状態が続くなか、消費者の購買行動は依然として慎重さがみられ、厳しい経営環境が続きました。このような状況下、当社は、地元密着型店舗を目指すべく、お客様のニーズに対応した商品に加え、新しさを追求した商品の開発に努めるとともに、年末年始には販売促進を強化することにより売上増進いたしました。上半期前半の天候不順による落込みを吸収するには至りませんでした。

この結果、衣料事業の売上高は126百万円（前期比15.3%減）、営業損失30百万円（前年同期営業損失43百万円）となりました。

② 飲食事業

飲食事業に関しましては、外食産業全体を取り巻く客単価の下落や来店客数の減少などの構造的な不況に悩まされているなか、米国産牛肉の輸入禁止措置が依然として続いており、原材料価格が高騰し利益を圧迫する要因になっております。これらのことから、季節メニューの開発と肉類以外の新規メニュー開発や販促企画により集客に努め、適正人員の見直しを含めた経費の削減を図った結果、売上高の減少は軽微でしたが、食肉の仕入れ価格の高騰に併せ、台風被害による野菜等の価格上昇により食材原価は圧迫される結果となりました。

この結果、飲食事業の売上高は186百万円（前期比6.3%減）、営業損失は12万円（前年同期営業利益4百万円）となりました。

③ 不動産事業

不動産関連事業に関しましては、首都圏の商業地における地価の下げ止まりや、本年からの住宅ローン減税の段階的な縮小を控えた駆け込み需要等により、業界をとりまく環境は底堅く推移しております。当社といたしましては、物件取得資金の問題もあり、賃貸業務を中心に小規模ながら慎重に着実に取引が行えるよう取り組んでおります。

この結果、不動産事業の売上高は28百万円（前期比54.2%減）、営業損失は6百万円（前年同期営業損失1百万円）となりました。

④ その他事業

その他事業のうち、平成16年8月「株式会社アド研」と業務提携契約を締結し、同社の保有するポイント交換サービスに関する知的財産権を共有することを決定しており、日本での特許が決定次第本特許を軸とした事業展開を行ってまいります。

また、紳士服等衣料品事業を含めた新たな展開として、平成16年8月「上海華源股份有限公司」と業務提携契約を締結し、同社と日本国内において、合弁会社設立を計画しておりましたが、同社の経営陣の変更と諸問題により計画が大幅に遅れております。このため、早期に同社と協議し計画を推進してまいります。

この結果、その他事業については当中間連結会計期間の取引はありませんでした。

これらの結果、当中間連結会計期間の業績につきましては、売上高340百万円（前期比16.8%減）、経常損失276百万円（前年同期経常損失199百万円）となりました。また、中間連結純損失につきましては、新規事業の促進と運転資金の確保を目的に、新株予約権の権利行使を促進した結果、新株発行費用が増加し特別損失として処理することとしたため、総額376百万円の特別損失が発生し、中間連結純損失は655百万円（前年同期中間純損失355百万円）となりました。

なお、平成16年5月12日開催の臨時株主総会において、当社ならびに当社の子会社等を含めた企業グループとして、健全かつ競争力のある会社を目指すため、株式移転による完全親会社設立の件を上程し承認可決され、平成17年2月1日を目処に、株式移転により親会社として、株式会社イチヤホールディングスを設立し、上場を予定しておりましたが、新株予約権の権利行使が順調に進まないこともあり、将来の明確なビジョンが確立できない状態にあります。そのため、平成16年12月3日当社取締役会で、日程を変更・延期することにし、社内ならびに関係各社との見直しを行っております。

また、当社のファイナンスの状況に関しましては、平成16年7月16日発行の第2回新株予約権の権利行使が、当中間連結会計期間に57,100個（払込金額837百万円）行使されております。

なお、この第2回新株予約権につきましては、当社株主より平成16年5月12日開催の臨時株主総会決議を無効として、高知地方裁判所に訴訟提起され、同年12月24日判決により同臨時株主総会に関する決議の取消し、ならびに、同臨時株主総会に基づいて発行した第2回新株予約権のうち、本判決確定日までに行使されていない部分が無効であるとの判決を受けております。当社は、これを不服として平成17年1月7日高松高等裁判所へ控訴し現在係属中であります。当社はこのような状況を勘案し、コンプライアンスの観点から第一審判決を厳粛に受け止め、新株予約権者にもご了承いただいたうえ、本訴訟の最終判決が確定するまでは、第2回新株予約権による資金調達を保留することにいたしました。但し、今後につきましては、当初計画しておりました事業資金および運転資金に影響が生じてくることから、平成17年2月16日に第三者割当増資により360百万円の資金調達を行い一部補填するとともに、平成17年3月31日開催の臨時株主総会で、決議承認いただきました第3回新株予約権を発行し、権利行使を促進していくことで、今後の事業資金および運転資金を確保してまいります。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税金等調整前中間純損失653百万円が発生いたしました。新株予約権の権利行使により資金調達を実施したことから、前中間連結会計期間に比べ8百万円増加（前年同期比3.8%増）し、当中間連結会計期間末は232百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は267百万円（前年同期227百万円の使用）となりました。これは主に、税金等調整前中間純損失653百万円を計上したことによりです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は119百万円（前年同期49百万円の使用）となりました。これは主に、特許権等無形固定資産取得による支出75百万円、投資有価証券の取得による支出55百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は269百万円（前年同期364百万円の獲得）となりました。これは主に、株式の発行による収入466百万円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは、生産活動は行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 仕入実績

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成16年8月1日 至 平成17年1月31日)	
	金額（千円）	前年同期比（％）
衣料事業		
重衣料	28,946	102.6
中衣料	21,636	87.9
軽衣料	27,978	87.7
その他	6,722	133.2
小計	85,284	95.0
飲食事業	94,311	105.3
不動産事業	27,111	47.2
その他事業	—	—
合計	206,707	87.3

(注) 1. 金額は仕入価額によっております。

2. 衣料事業の「重衣料」とは、スーツ、フォーマルスーツ（礼服）等であります。

「中衣料」とは、ジャケット（ブレザー）、パンツ、スラックス、ブルゾン（ジャンパー）等であります。

「軽衣料」とは、シャツ、ポロシャツ、カッターシャツ、ネクタイ等であります。

「その他」とは、レディースパンツ、スカート、雑貨、補正加工賃等であります。

3. 飲食事業は、直営店舗における食材仕入であります。

4. 不動産事業は、前連結会計年度末から事業の種類別セグメントを変更しております。そのため、前年同期比較にあたっては、前中間連結会計期間分を変更後の区分に組み替えて行っております。

5. その他事業は、通信機器の仕入と広告代理業に対する仕入であります。が、当中間連結会計期間は取引がありませんでした。

6. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

① セグメント別販売実績

事業の種類別セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 平成16年8月1日 至 平成17年1月31日)	
	金額 (千円)	前年同期比 (%)
衣料事業		
重衣料	47,571	80.9
中衣料	27,992	82.4
軽衣料	42,548	88.2
その他	8,007	101.2
小計	126,119	84.7
飲食事業	186,747	93.7
不動産事業	28,073	45.8
その他事業	—	—
合計	340,940	83.2

(注) 1. 衣料事業の「重衣料」とは、スーツ、フォーマルスーツ（礼服）等であります。

「中衣料」とは、ジャケット（ブレザー）、パンツ、スラックス、ブルゾン（ジャンパー）等であります。

「軽衣料」とは、シャツ、ポロシャツ、カッターシャツ、ネクタイ等であります。

「その他」とは、レディースパンツ、スカート、雑貨、補正加工賃等であります。

2. 飲食事業は、直営店舗における売上であります。

3. 不動産事業は、前連結会計年度末から事業の種類別セグメントを変更しております。そのため、前年同期比較にあたっては、前中間連結会計期間分を変更後の区分に組み替えて行っております。

4. その他事業の売上は、通信機器の売上及び広告代理業であります。当中間連結会計期間は取引がありませんでした。

5. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

② 地域別販売実績

地域	当中間連結会計期間 (自 平成16年 8 月 1 日 至 平成17年 1 月31日)			
	売上高 (千円)	構成比 (%)	前年同期比 (%)	中間期末店舗数 (店)
(衣料事業)				
高知県	126,119	37.0	100.0	5
(飲食事業)				
高知県	121,303	35.6	96.0	3
埼玉県	65,444	19.2	89.8	1
小計	186,747	54.8	93.7	4
(不動産事業)				
高知県	28,073	8.2	45.8	—
(その他事業)				
高知県	—	—	—	—
合計	340,940	100.0	83.2	9

(注) 1. その他事業は通信機器の売上及び広告代理業であります。なお、通信機器の売上は衣料事業と同一の店舗で販売しているため、期末店舗数の記載はしておりません。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

(1) 資金調達について

当社は、新規事業資金及び運転資金を機動的に調達するため、平成16年7月16日第2回新株予約権150,000個（権利行使による払込金額の総額3,750百万円）を発行し、当中間連結会計期間は57,100個（払込金額837百万円）が権利行使されておりますが、現在は下記③の訴訟の影響を受け権利行使を保留しております。そのため、今後の事業資金及び運転資金に支障がでることから、平成17年2月16日付で第三者割当増資（発行株式数30百万株、払込金額360百万円）を実施し、一部は補填したものの、新規事業等を開発していくためには不足しているため、平成17年3月31日臨時株主総会で決議承認いただきました、第3回新株予約権250,000個（権利行使による払込み金額の総額2,500百万円）の権利行使を促進し、資金確保をしております。これにより、運転資金の確保もさることながら、新規事業開発が可能となるものと確信しております。

(2) 業務提携の促進と新規事業の確立

平成16年8月10日付で業務提携した、上海華源股份有限公司との業務展開が遅延しており、当初平成16年10月に設立予定の合弁会社はいまだ設立に至っておりません。提携先の事情があるものの、今後の事業計画にも影響してくることから、早急に対処してまいります。また、この提携関係以外についても各社との協議を進め、新規事業を確立していけるよう推し進めてまいります。

(3) 臨時株主総会決議無効訴訟について

当社は、平成16年5月12日に臨時株主総会を開催し、第2回新株予約権の発行を上程し承認可決されましたが、この臨時株主総会の決議が無効であるとして、株主羅民詔氏が高知地方裁判所へ提訴、同年12月24日付第一審判決において、同臨時株主総会に関する決議の取消し、ならびに第2回新株予約権のうち、本判決確定日までに行使されていない部分が無効であるとの判決を受けました。当社はこれを不服として平成17年1月7日高松高等裁判所へ控訴し現在係属中であります。今後、裁判のなかで当社の主張が正当に認められるよう努力してまいります。更には、平成17年3月31日に臨時株主総会を開催し、平成16年5月12日開催の臨時株主総会の議案のうち、重要な争点になっている議案について追認を行い、今後の裁判の結果によって、事業運営に支障をきたすことがない万全の体制とし、実質的に訴訟問題の終結を図りました。

4【経営上の重要な契約等】

(1) 上海華源股份有限公司との業務提携契約

契約年月	相手先	業務提携の概要
平成16年8月	上海華源股份有限公司	当社の行っている紳士服等衣料品事業等において、互いに協力して取扱商品と事業規模の拡大を目指すことを目的に業務提携し、共同で合弁会社を設立するものであります。

(2) ㈱アド研との資本及び業務提携契約

契約年月	相手先	業務提携の概要
平成16年8月	㈱アド研	㈱アド研の保有するポイント交換サービスに関する知的財産権を共有し、本特許を軸とした事業展開を共同で行い、業容の拡大を目指してまいります。合わせて資本参加することにより関係を強固なものにしていくものであります。

(3) 株式移転による完全親会社設立延期について

当社は、平成17年1月5日提出の臨時報告書の訂正報告書に記載のとおり、平成16年5月12日開催の臨時株主総会において、当社ならびに当社の子会社等を含めた企業グループとして、健全かつ競争力のある会社を目指すため、株式移転による完全親会社設立の件を上程し承認可決され、平成17年2月1日を目処に、株式移転により親会社として、株式会社イチャホールディングスを設立し、上場を予定しておりましたが、新株予約権の権利行使が順調に進まないことから、将来の明確なビジョンが確立できない状態にあります。そのため、日程を変更・延期することにし、社内ならびに関係各社との見直しを行っております。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	375,000,000
計	375,000,000

- (注) 1. 「ただし、株式の消却が行われた場合はこれに相当する株式数を減ずる」旨を定款に定めております。
2. 平成17年3月31日開催の臨時株主総会において、定款を変更して会社が発行する株式の総数を375,000,000株から765,000,000株に変更しております。

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株） （平成17年1月31日）	提出日現在発行数（株） （平成17年4月25日）	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	161,760,884	191,760,884	株式会社ジャスダック証券取引所	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	161,760,884	191,760,884	—	—

- (注) 「提出日現在発行数」欄には、平成17年4月1日以降提出日までの新株予約権の権利行使により発行されたものは含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年5月12日臨時株主総会決議

	中間会計期間末現在 （平成17年1月31日）	提出日の前月末現在 （平成17年3月31日）
新株予約権の数（個）	84,900	84,900
新株予約権の目的となる株式の種類（注）1	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）（注）1	84,900,000	84,900,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）（注）2	25	同左
新株予約権の行使期間	自 平成16年7月17日 至 平成18年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）（注）3	発行価格 25 資本組入額 13	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を受けなければこれをすることができない。	同左

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

(1) 株式の種類及び数 当社普通株式150,000,000株（新株予約権1個につき1,000株）

- (2) 株式の数の調整 新株予約権の行使により発行又は移転する新株式1株当たりの行使価額の調整がなされた場合、新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整される。
但し、1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

$$\text{株式数} = \text{払込金額} \div \text{行使価額}$$

2. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額（以下、「行使価額」という。）

- (1) 行使価額 1個につき25,000円（1株につき25円）又は、行使日の前日に相当する取引日の終値に0.9を乗じた価格（円未満切上げ）に新株予約権1個の株式数を乗じた金額を比較し、いずれか低い方を行使価額とする。

- (2) 行使価額の調整 行使価額は、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合は次の算式により調整される（なお、次の算式において、「既発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まないものとし、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行し又は自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」には当該発行又は処分される株式数を含むものとする。）。但し、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当りの発行・処分価額}}{1 \text{株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

なお、行使価額は、株式の分割もしくは株式併合の場合、時価を下回る払込価額で自己株式を処分する場合、株式に転換できる証券を発行する場合又は新株予約権もしくは新株予約権を付与された証券の発行が行われる場合等にも調整される。

3. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中、資本に組み入れない額

新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中、資本に組み入れない額は、当該発行価額より資本に組み入れる額を減じた額とする。資本に組み入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成16年8月1日～ 平成17年1月31日 (注) 1	57,100,000	161,760,884	452,300	4,253,047	396,620	1,075,868
平成16年10月27日 (注) 2	—	161,760,884	—	4,253,047	△679,248	396,620

(注) 1. 第2回新株予約権の平成16年8月1日から平成17年1月31日までの権利行使による増加額であります。

2. 第54期損失処理に伴う資本準備金取崩額であります。

3. 平成17年2月1日から平成16年3月31日までの間に、第三者割当増資により発行済株式総数が30,000,000株、資本金が180,000千円、資本準備金が180,000千円増加しております。

(4) 【大株主の状況】

平成17年 1 月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
大阪証券金融株式会社（業務口）	大阪府中央区北浜 2 丁目 4 - 6	4,901	3.03
ソシエテジェネラルセキュリ ティーズホンコン [常任代理人] ソシエテジェネラル証券会社 東京支店	東京都港区赤坂 1 丁目12-32 アーク森ビル	1,966	1.22
ツバメ工業株式会社	愛媛県四国中央市川之江町2415番地	1,817	1.12
呉 玉美	東京都中野区池袋 3 丁目23- 2 三田沼袋コーポ202	1,600	0.99
豊岡 幸治	埼玉県坂戸市千代田区 4 丁目 7 -12-503	1,319	0.82
コメルツバンク（サウスイ ーストアジア）リミテッド [常任代理人] ㈱みずほコーポレート銀行兜 町証券決済業務室	東京都中央区日本橋兜町 6 番 7 号	1,240	0.77
山本 誠三	高知県高知市愛宕町 3 丁目 2 -17	1,098	0.68
コアパシフィックヤマイチイ ンターナショナルホンコンリ ミテッドアカウンタクライア ント [常任代理人] 香港上海銀行東京支店	東京都中央区日本橋 3 丁目11- 1	1,059	0.65
門口 茂	新潟県佐渡市橘205	1,000	0.62
千葉 直人	栃木県下都賀郡大平町大字西野田292- 2	1,000	0.62
計	—	17,000	10.51

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成17年 1 月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 12,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 161,694,000	161,694	同上
単元未満株式	普通株式 54,884	—	同上
発行済株式総数	161,760,884	—	—
総株主の議決権	—	161,694	—

（注） 「完全議決権株式（その他）」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が489,000株（議決権の数489個）含まれております。

② 【自己株式等】

平成17年 1 月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社イチヤ	高知県高知市帯屋町 1－10－18	12,000	—	12,000	0.01
計	—	12,000	—	12,000	0.01

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成16年 8 月	9 月	10月	11月	12月	平成17年 1 月
最高（円）	40	30	27	18	13 ※ 15	17
最低（円）	24	18	16	13	10 ※ 12	10

（注） 最高・最低株価は、平成16年12月13日よりジャスダック証券取引所におけるものであり、それ以前は日本証券業協会の公表のものです。なお、平成16年12月の月別最高・最低株価のうち、※は日本証券業協会の公表のものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの、役員の異動は次のとおりであります。

退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
監査役	—	井上 昌治	平成16年11月 1 日

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間（平成15年8月1日から平成16年1月31日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成16年8月1日から平成17年1月31日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

ただし、当中間連結会計期間（平成16年8月1日から平成17年1月31日まで）については、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第3項のただし書きにより、改正前の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成15年8月1日から平成16年1月31日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成16年8月1日から平成17年1月31日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

ただし、当中間会計期間（平成16年8月1日から平成17年1月31日まで）については、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成15年8月1日から平成16年1月31日まで）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（平成15年8月1日から平成16年1月31日まで）の中間財務諸表並びに当中間連結会計期間（平成16年8月1日から平成17年1月31日まで）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（平成16年8月1日から平成17年1月31日まで）の中間財務諸表について、国際第一監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【中間連結財務諸表】
① 【中間連結貸借対照表】

[illegible]

		前中間連結会計期間末 (平成16年 1月31日)		当中間連結会計期間末 (平成17年 1月31日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成16年 7月31日)	
区分	注記 番号	金額（千円）	構成比 (%)	金額（千円）	構成比 (%)	金額（千円）	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 支払手形及び買掛金		49,015		27,887		29,931	
2. 短期借入金	※ 1	923,599		787,727		869,970	
3. 1年以内返済予定長期借入金	※ 1	230,906		198,912		225,242	
4. 未払法人税等		4,298		8,698		6,801	
5. 賞与引当金		4,500		3,100		3,000	
6. その他		125,668		45,733		47,362	
流動負債合計		1,337,988	45.2	1,072,058	36.6	1,182,309	40.0
II 固定負債							
1. 長期借入金	※ 1	448,156		249,244		347,248	
2. 役員退職慰労引当金		4,403		—		—	
3. 新株予約権		—		16,980		28,400	
4. その他		41,020		41,020		41,020	
固定負債合計		493,579	16.7	307,244	10.5	416,668	14.1
負債合計		1,831,567	61.9	1,379,302	47.1	1,598,977	54.1
(少数株主持分)							
少数株主持分		—	—	—	—	—	—
(資本の部)							
I 資本金		3,509,547	118.7	4,253,047	145.1	3,800,747	128.6
II 資本剰余金		408,848	13.8	396,620	13.5	679,248	22.9
III 利益剰余金		△2,792,114	△94.4	△3,098,232	△105.7	△3,121,978	△105.6
IV 自己株式		△375	△0.0	△486	△0.0	△447	△0.0
資本合計		1,125,906	38.1	1,550,948	52.9	1,357,570	45.9
負債、少数株主持分及び資本合計		2,957,474	100.0	2,930,250	100.0	2,956,547	100.0

②【中間連結損益計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成15年 8 月 1 日 至 平成16年 1 月31日)			当中間連結会計期間 (自 平成16年 8 月 1 日 至 平成17年 1 月31日)			前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成15年 8 月 1 日 至 平成16年 7 月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
I 売上高			409,670	100.0		340,940	100.0		743,235	100.0
II 売上原価			221,195	54.0		189,458	55.6		378,944	51.0
売上総利益			188,475	46.0		151,482	44.4		364,290	49.0
III 販売費及び一般管理費										
1. 広告宣伝費		18,966			36,263			33,218		
2. 給料手当		89,308			81,201			172,213		
3. 賞与引当金繰入額		4,500			3,100			3,000		
4. 役員退職慰労引当金繰入額		1,414			—			—		
5. 減価償却費		23,806			23,184			49,587		
6. 賃借料		59,107			57,413			124,778		
7. 支払手数料		—			105,854			95,022		
8. その他		159,953	357,056	87.2	111,552	418,570	122.7	235,416	713,237	96.0
営業損失			168,580	41.2		267,088	78.3		348,946	47.0
IV 営業外収益										
1. 受取利息		1,520			1,308			2,901		
2. 受取配当金		852			852			1,714		
3. 賃貸料収入		4,333			—			6,651		
4. 持分法投資損益		—			2,846			—		
5. その他		2,656	9,363	2.3	2,847	7,854	2.3	5,694	16,962	2.3
V 営業外費用										
1. 支払利息		18,024			14,870			35,582		
2. 新株発行費		17,970			—			69,526		
3. その他		4,508	40,504	9.9	2,111	16,981	5.0	6,417	111,525	15.0
経常損失			199,721	48.8		276,215	81.0		443,510	59.7

		前中間連結会計期間 (自 平成15年 8 月 1 日 至 平成16年 1 月31日)			当中間連結会計期間 (自 平成16年 8 月 1 日 至 平成17年 1 月31日)			前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成15年 8 月 1 日 至 平成16年 7 月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)
Ⅵ 特別利益										
1. 役員退職慰労引当 金戻入額		51,989	51,989	12.7	—	—	—	54,978	54,978	7.4
Ⅶ 特別損失										
1. 固定資産売却損		1,138			1,044			1,515		
2. 固定資産除却損		—			861			740		
3. 投資有価証券評価 損		—			—			5,190		
4. 退店損失		19,698			4,337			19,698		
5. 事業撤退損		176,317			—			179,724		
6. 貸倒引当金繰入額		6,820			—			83,630		
7. 新株発行費		—	203,974	49.8	370,602	376,844	110.6	—	290,498	39.1
税金等調整前中間 (当期)純損失			351,706	85.9		653,060	191.6		679,030	91.4
法人税、住民税及 び事業税			3,540	0.8		2,443	0.7		6,080	0.8
少数株主利益			—	—		—	—		—	—
中間 (当期) 純損 失			355,246	86.7		655,503	192.3		685,110	92.2

③【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成15年 8 月 1 日 至 平成16年 1 月31日)		当中間連結会計期間 (自 平成16年 8 月 1 日 至 平成17年 1 月31日)		前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成15年 8 月 1 日 至 平成16年 7 月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)		金額 (千円)	
(資本剰余金の部)							
Ⅰ 資本剰余金期首残高			246,488		679,248		246,488
Ⅱ 資本剰余金増加高							
資本準備金積立額		162,360	162,360	396,620	396,620	432,760	432,760
Ⅲ 資本剰余金減少高							
資本準備金取崩額		—	—	679,248	679,248	—	—
Ⅳ 資本剰余金中間期末 (期末) 残高			408,848		396,620		679,248
(利益剰余金の部)							
Ⅰ 利益剰余金期首残高			△2,436,867		△3,121,978		△2,436,867
Ⅱ 利益剰余金増加高							
資本準備金取崩額		—	—	679,248	679,248	—	—
Ⅲ 利益剰余金減少高							
中間 (当期) 純損失		355,246	355,246	655,503	655,503	685,110	685,110
Ⅳ 利益剰余金中間期末 (期末) 残高			△2,792,114		△3,098,232		△3,121,978

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成15年8月1日 至 平成16年1月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年8月1日 至 平成17年1月31日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成15年8月1日 至 平成16年7月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間（当期）純利益 （△損失）		△351,706	△653,060	△679,030
減価償却費		23,806	23,322	49,587
貸倒引当金の増加額		6,813	—	83,623
役員退職慰労引当金の減少額		△50,575	—	△54,978
賞与引当金増減額（減少：△）		△500	100	△2,000
受取利息及び受取配当金		△2,372	△2,161	△4,615
支払利息		18,024	14,870	35,582
新株発行費		17,970	370,602	69,526
雑損失		3,519	—	—
持分法による投資損益		722	△2,846	—
投資有価証券評価損		—	—	5,190
退店損失		19,698	4,337	19,698
事業撤退損		176,317	—	179,724
固定資産除却損		—	861	—
固定資産売却損		—	1,044	—
売上債権増減額（増加：△）		7,010	△249	5,780
たな卸資産の増加額		△19,972	△16,233	△32,226
前払費用減少額		9,391	10,284	17,344
仕入債務の増減額（減少：△）		24,635	△2,044	5,551
その他		23,766	2,731	23,689
小計		△93,449	△248,440	△277,552
利息及び配当金の受取額		2,175	858	3,959
利息の支払額		△14,949	△14,426	△30,646
退店損失による支払額		—	—	△3,780
事業撤退損による支払額		△114,628	—	△171,879
法人税等の支払額		△6,184	△5,246	△6,221
営業活動によるキャッシュ・フロー		△227,037	△267,254	△486,120

		前中間連結会計期間 (自 平成15年8月1日 至 平成16年1月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年8月1日 至 平成17年1月31日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成15年8月1日 至 平成16年7月31日)
区分	注記 番号	金額（千円）	金額（千円）	金額（千円）
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
定期預金の払戻による収入		—	5,000	—
有形固定資産の取得による支出		△55,248	△1,076	△69,830
有形固定資産の売却による収入		100	—	1,416
無形固定資産の取得による支出		△5,973	△75,297	△18,046
敷金等の差入れによる支出		△3,900	△975	△16,520
敷金保証金の返還による収入		—	4,657	25,000
保険解約による収入		16,435	—	16,435
投資有価証券の取得による支出		△23,600	△55,000	△4,000
投資有価証券の売却による収入		4,000	—	4,000
貸付金の回収による収入		67,175	2,000	69,175
営業譲受のための支出		△48,150	—	△48,150
連結の範囲の変更を伴う子会社株式 の取得		—	—	△2,773
その他		—	1,543	700
投資活動によるキャッシュ・フロー		△49,161	△119,147	△42,592
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入れによる収入		212,549	—	217,549
短期借入金の返済による支出		△190,950	△73,242	△249,579
長期借入れによる収入		108,000	—	108,000
長期借入金の返済による支出		△85,810	△124,334	△192,382
株式の発行による収入		320,279	466,897	858,723
その他		△66	△39	△138
財務活動によるキャッシュ・フロー		364,002	269,281	742,174
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—	—
V 現金及び現金同等物の増減額		87,803	△117,121	213,460
VI 現金及び現金同等物の期首残高		136,379	349,840	136,379
VII 現金及び現金同等物の中間期末(期末) 残高		224,183	232,718	349,840

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

前中間連結会計期間 (自 平成15年 8 月 1 日 至 平成16年 1 月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 8 月 1 日 至 平成17年 1 月31日)	前連結会計年度 (自 平成15年 8 月 1 日 至 平成16年 7 月31日)
当社グループは、前連結会計年度まで連続して売上高が減少傾向にあり、5期連続して連結経常損失となっていたため、当社は平成15年8月に「ICHIYA Re-Communication計画」を策定し、営業基盤を強化するための方策に取り組んでおりましたが、当中間連結会計期間は、売上が前連結会計年度に続き、減少傾向となり、かつ、5年連続の中間連結経常損失を計上する結果となりました。また、前連結会計年度から開始したIT関連事業につきましては、将来の採算の取れた収益見込みが立たず、平成16年2月に撤退を決議し、1億76百万円の事業撤退損を計上し、3億55百万円の中間連結純損失を計上、27億92百万円の利益剰余金のマイナスとなっています。さらに、平成14年10月29日開催の定時株主総会で決議発行した新株予約権（発行総額40億円）は、平成16年1月末時点までに6億58百万円しか行使が行われておらず、未だ満足のいく水準には達していません。 当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。 中間連結財務諸表提出会社である当社は、当該状況を解消すべく「ICHIYA Re-Communication計画」を継続、推し進めると共に、営業基盤強化のための資金確保といたしまして、平成16年3月12日に第2回新株予約権150,000個（発行総額37億80百万円）を取締役会において発行決議いたしました（承認臨時株主総会平成16年5月12日）。これら資金確保と営業基盤強化により、中期的には売上高の増加を目指すとともに、早期に経常利益を計上できる体制を整えてまいります。	当社グループは、当中間連結会計期間も、売上高の減少傾向に歯止めがかからず、依然厳しい状況が続いており、経常損失についても、販促活動を強化したことから、上期後半以降徐々に効果が出始めておりますが、その他の経費削減が予定どおりに進まず、当中間連結会計期間は、大幅な中間連結純損失（6億55百万円）を計上しました。また、有利子負債については前連結会計年度と比較し、約2億円の返済を行い、約12億35百万円となったものの、利益剰余金はマイナスの30億98百万円となっています。また、株主提訴の平成16年5月12日の臨時株主総会決議無効の地裁の判決を受けて現在高裁で係属中です。 当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。 当社グループは、当該状況を解消すべく、 ① 本業についてのリニューアル等による販売強化を継続するとともに無駄を廃し、徹底的合理化を図ります。また各社との業務提携を推し進めるとともに、関連事業のM&A等を実行し、新たな経営体制を確立してまいります。 ② 資金確保として、第三者割当増資（平成17年2月16日付、払込金額3億60百万円）を実施し、財務体質の強化を図りました。 ③ 訴訟対策としては、高裁での勝訴を当然目指しておりますが、併せて平成17年3月31日に臨時株主総会を開催し、争点となっている議案について追認を行なったところ、議案は全て可決されました。この議案の可決は、今後の裁判の結果によって、事業運営に支障をきたすことが	当社グループは、前連結会計年度まで連続して売上高が減少傾向にあり、5期連続して連結経常損失となっていたため、当社は平成15年8月に「ICHIYA Re-Communication計画」を策定し、営業基盤を強化するための方策に取り組んでおりましたが、当連結会計年度は、売上高が前連結会計年度に続き、減少傾向となり、かつ、前連結会計年度から開始したIT関連事業の撤退を平成16年2月に決議し、1億79百万円の事業撤退損を計上、7年連続となる連結当期純損失（6億85百万円）を計上する結果となり、利益剰余金はマイナス31億21百万円となっています。さらに、平成16年7月16日発行した第2回新株予約権（発行総額37億80百万円）は、平成16年8月末時点までに20,100個（5億6百万円）権利行使されておりますが、今後、順調に権利行使していただけるか確実な保証はありません。 当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。 当社グループは、当該状況を解消すべく「ICHIYA Re-Communication計画」を再度見直すとともに、グループとしての経営を強化すべく、株式移転による完全親会社設立（平成16年5月12日臨時株主総会決議、移転予定日 平成17年2月1日）を決定いたしました。これにより、グループとしての営業基盤を強化し、関連事業のM&Aを実行し、新たな経営体制を確立していく所存です。 また、経営基盤確立のための資金確保として、上記の第2回新株予約権150,000個（発行総額37億80百万円）の行使を促進してまいります。これら資金確保とグループ経営によ

前中間連結会計期間 (自 平成15年8月1日 至 平成16年1月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年8月1日 至 平成17年1月31日)	前連結会計年度 (自 平成15年8月1日 至 平成16年7月31日)
中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映していません。	ない万全の体制になったことを意味し、実質的に訴訟問題の終結が図られることとなりました。 ④ 事業資金及び運転資金等の確保のため、第2回新株予約権以外の資金調達を図ることとし、第3回の新株予約権を発行してまいります。 以上の施策により、資金確保とグループ経営による経営体制を確立し、早期に売上高の増加と、経常利益の黒字化を目指してまいります。 中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映していません。	る経営体制を確立し、売上高の増加を目指すとともに、早期に経常利益を計上できる体制を整えてまいります。 連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していません。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成15年8月1日 至 平成16年1月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年8月1日 至 平成17年1月31日)	前連結会計年度 (自 平成15年8月1日 至 平成16年7月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	連結子会社は、(有)カーサ1社であります。 なお、非連結子会社はありません。	連結子会社は、(有)カーサと(株)FM－ICの2社であります。 なお、非連結子会社はありません。	連結子会社は、(有)カーサと(株)FM－ICの2社であります。 なお、(有)FM－ICは当連結会計年度に新しく設立した後、株式の譲受けを受けたため連結の範囲に含めております。 なお、非連結子会社はありません。
2. 持分法の適用に関する事項	持分法適用会社は(株)FM－IC1社であります。 なお、(株)FM－ICは当中間連結会計期間に新たに設立したため、持分法の適用範囲に含めております。 また、持分法非適用関連会社として(株)アールティーシーマネージメントがあります。同社は平成13年6月の株式取得により関連会社となりましたが、中間連結純利益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。	持分法適用会社は(株)アールティーシーマネージメントの1社であります。	持分法適用会社は(株)アールティーシーマネージメントの1社であります。 なお、(株)アールティーシーマネージメントは全体として重要性が増してきたため、持分法の対象といたしました。
3. 連結子会社の中間決算日 (決算日)等に関する事項	連結子会社の中間会計期間は親会社と一致しております。	同左	連結子会社の事業年度は親会社と一致しております。
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準 及び評価方法	① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法 ② たな卸資産 商品については、個別法による原価法によっております。 店舗食材及び貯蔵品については、最終仕入原価法による原価法によっております。	① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 ② たな卸資産 同左	① 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの 同左 ② たな卸資産 同左
(2) 重要な減価償却資産の 減価償却の方法	① 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）については、定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。 建物及び構築物 7～50年	① 有形固定資産 同左	① 有形固定資産 同左

項目	前中間連結会計期間 (自 平成15年8月1日 至 平成16年1月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年8月1日 至 平成17年1月31日)	前連結会計年度 (自 平成15年8月1日 至 平成16年7月31日)
(3) 繰延資産の処理方法	② 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分） については、社内における利 用可能期間（5年）に基づく 定額法を採用しております。 特許権については8年間の定 額法を採用しております。 ③ 長期前払費用 定額法を採用しております。 ① 新株発行費 支出時に全額費用として処理 しております。 ② —————	② 無形固定資産 同左 ③ 長期前払費用 同左 ① 新株発行費 同左 ② 創業費 5年間の定額法を採用してお ります。 ① 貸倒引当金 同左 ② 賞与引当金 同左 ③ —————	② 無形固定資産 同左 ③ 長期前払費用 同左 ① 新株発行費 同左 ② 創業費 同左 ① 貸倒引当金 同左 ② 賞与引当金 同左 ③ —————
(4) 重要な引当金の計上基 準	① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備 えるため、一般債権について は貸倒実績率により、貸倒懸 念債権等特定の債権について は個別に回収可能性を勘案し 回収不能見込額を計上してお ります。 ② 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備える ため、支給見込額基準により 計上しております。 ③ 役員退職慰労引当金 親会社は役員の退職慰労金の 支給に備えるため、内規に基 づく中間期末要支給額の 100%を計上しております。	① 貸倒引当金 同左 ② 賞与引当金 同左 ③ —————	① 貸倒引当金 同左 ② 賞与引当金 同左 ③ —————
(5) 重要なリース取引の処 理方法	リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引について は、通常の賃貸借取引に係る方法 に準じた会計処理によってお ります。	同左	同左
(6) その他中間連結財務諸 表（連結財務諸表）作成 のための基本となる重要 な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左
5. 中間連結キャッシュ・フ ロー計算書（連結キャッシ ュ・フロー計算書）におけ る資金の範囲	手許現金、要求払預金及び取得日 から3ヶ月以内に満期日の到来す る流動性の高い、容易に換金可能 であり、かつ、価値の変動につい て僅少なリスクしか負わない短期 的な投資を資金としております。	同左	同左

会計処理方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成15年 8 月 1 日 至 平成16年 1 月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 8 月 1 日 至 平成17年 1 月31日)	前連結会計年度 (自 平成15年 8 月 1 日 至 平成16年 7 月31日)
—————	従来、増資に伴う「新株発行費」は、営業外費用に計上していましたが、当中間連結会計期間より特別損失に計上しております。 この変更は、今期大幅な増資を計画し、実行しており、その関連費用も増加したため、経常利益をより適正に表示する目的で行ったものであります。 この結果、従来の方法によった場合に比べ経常損失は、370,602千円減少しておりますが、税金等調整前中間純損失への影響はありません。	—————

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成15年 8 月 1 日 至 平成16年 1 月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 8 月 1 日 至 平成17年 1 月31日)
(中間連結貸借対照表) 長期貸付金は、前中間連結会計期間までは区分掲記しておりましたが、資産総額の100分の5以下となりましたので、投資その他の資産の「その他」として表示することといたしました。 なお、当中間連結会計期間の「長期貸付金」の金額は16,000千円であります。	(中間連結貸借対照表) —————
(中間連結損益計算書) 手数料収入は、前中間連結会計期間までは区分掲記しておりましたが、営業外収益の100分の10以下となりましたので、営業外収益の「その他」に含めて表示することといたしました。 なお、当中間連結会計期間の「手数料収入」の金額は557千円であります。	(中間連結損益計算書) 1. 支払手数料は、前中間連結会計期間までは、販売費及び一般管理費の「その他」として表示しておりましたが、販売費及び一般管理費の100分の10を超えたため区分掲記いたしました。 なお、前中間連結会計期間の「支払手数料」の金額は35,660千円であります。 2. 賃貸料収入は、前中間連結会計期間までは区分掲記しておりましたが、営業外収益の100分の10以下となりましたので、営業外収益の「その他」に含めて表示することといたしました。 なお、当中間連結会計期間の「賃貸料収入」の金額は198千円であります。

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成15年 8 月 1 日 至 平成16年 1 月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 8 月 1 日 至 平成17年 1 月31日)	前連結会計年度 (自 平成15年 8 月 1 日 至 平成16年 7 月31日)
	(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当中間連結会計期間から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。 この結果、販売費及び一般管理費が4,700千円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前中間純損失が、4,700千円増加しております。	(役員退職慰労引当金) 従来、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しておりましたが、平成16年5月21日付で役員退職慰労金制度を廃止しました。これにより、前連結会計年度まで積み立てておりました、役員退職慰労引当金54,978千円を全額戻入処理し、特別利益として計上しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成16年 1 月31日)	当中間連結会計期間末 (平成17年 1 月31日)	前連結会計年度末 (平成16年 7 月31日)
※ 1. 担保提供資産 短期借入金739,000千円及び長期借入金679,062千円（1年以内返済予定分230,906千円を含む）に対し、次の資産を担保に供しております。 現金及び預金 （定期性預金）50,000千円 建物287,003千円 土地1,403,619千円 計1,740,623千円	※ 1. 担保提供資産 短期借入金739,000千円及び長期借入金448,156千円（1年以内返済予定分198,912千円を含む）に対し、次の資産を担保に供しております。 現金及び預金 （定期性預金）50,000千円 建物264,824千円 土地1,403,619千円 計1,718,444千円	※ 1. 担保提供資産 短期借入金739,000千円及び長期借入金572,490千円（1年以内返済予定分225,242千円を含む）に対し、次の資産を担保に供しております。 現金及び預金 （定期性預金）50,000千円 建物275,730千円 土地1,403,619千円 計1,729,349千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成15年 8 月 1 日 至 平成16年 1 月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 8 月 1 日 至 平成17年 1 月31日)	前連結会計年度 (自 平成15年 8 月 1 日 至 平成16年 7 月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間 連結貸借対照表に掲記されている科目の金額 との関係	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間 連結貸借対照表に掲記されている科目の金額 との関係	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 229,183千円	現金及び預金勘定 232,718千円	現金及び預金勘定 354,840千円
預入期間が3ヶ月を 超える定期預金 △5,000千円	預入期間が3ヶ月を 超える定期預金 ー千円	預入期間が3ヶ月を 超える定期預金 △5,000千円
現金及び現金同等物 224,183千円	現金及び現金同等物 232,718千円	現金及び現金同等物 349,840千円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成15年 8 月 1 日 至 平成16年 1 月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 8 月 1 日 至 平成17年 1 月31日)	前連結会計年度 (自 平成15年 8 月 1 日 至 平成16年 7 月31日)																																				
リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間期 末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間期 末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び期末残 高相当額																																				
<table><tr><td></td><td>取得価額 相当額 (千円)</td><td>減価償却 累計額相 当額 (千円)</td><td>中間期末 残高相当 額 (千円)</td></tr><tr><td>器具及 び備品</td><td>76,998</td><td>62,683</td><td>14,315</td></tr><tr><td>計</td><td>76,998</td><td>62,683</td><td>14,315</td></tr></table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	中間期末 残高相当 額 (千円)	器具及 び備品	76,998	62,683	14,315	計	76,998	62,683	14,315	<table><tr><td></td><td>取得価額 相当額 (千円)</td><td>減価償却 累計額相 当額 (千円)</td><td>中間期末 残高相当 額 (千円)</td></tr><tr><td>器具及 び備品</td><td>42,201</td><td>37,313</td><td>4,887</td></tr><tr><td>計</td><td>42,201</td><td>37,313</td><td>4,887</td></tr></table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	中間期末 残高相当 額 (千円)	器具及 び備品	42,201	37,313	4,887	計	42,201	37,313	4,887	<table><tr><td></td><td>取得価額 相当額 (千円)</td><td>減価償却 累計額相 当額 (千円)</td><td>期末残高 相当額 (千円)</td></tr><tr><td>器具及 び備品</td><td>76,998</td><td>67,890</td><td>9,107</td></tr><tr><td>計</td><td>76,998</td><td>67,890</td><td>9,107</td></tr></table>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	器具及 び備品	76,998	67,890	9,107	計	76,998	67,890	9,107
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	中間期末 残高相当 額 (千円)																																			
器具及 び備品	76,998	62,683	14,315																																			
計	76,998	62,683	14,315																																			
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	中間期末 残高相当 額 (千円)																																			
器具及 び備品	42,201	37,313	4,887																																			
計	42,201	37,313	4,887																																			
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額相 当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)																																			
器具及 び備品	76,998	67,890	9,107																																			
計	76,998	67,890	9,107																																			
(注) 取得価額相当額は、未経過 リース料中間期末残高が有 形固定資産の中間期末残高 等に占める割合が低いた め、支払利子込み法により 算定しております。	同左	(注) 取得価額相当額は、未経過 リース料期末残高が有形固 定資産の期末残高等に占め る割合が低いため、支払利 子込み法により算定してお ります。																																				
(2) 未経過リース料中間期末残高相 当額	(2) 未経過リース料中間期末残高相 当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額																																				
1 年内 9,428千円	1 年内 4,887千円	1 年内 7,954千円																																				
1 年超 4,887千円	1 年超 一千円	1 年超 1,153千円																																				
計 14,315千円	計 4,887千円	計 9,107千円																																				
(注) 未経過リース料中間期末残 高相当額は、未経過リース 料中間期末残高が有形固定 資産の中間期末残高等に占 める割合が低いため、支払 利子込み法により算定して おります。	同左	(注) 未経過リース料期末残高相 当額は、未経過リース料期 末残高が有形固定資産の期 末残高等に占める割合が低 いため、支払利子込み法に より算定しております。																																				
(3) 支払リース料及び減価償却費相 当額	(3) 支払リース料及び減価償却費相 当額	(3) 支払リース料及び減価償却費相 当額																																				
支払リース料 6,574千円	支払リース料 4,220千円	支払リース料 11,782千円																																				
減価償却費相当 額 6,574千円	減価償却費相当 額 4,220千円	減価償却費相当 額 11,782千円																																				
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存 価額を零とする定額法によっており ます。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左	(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左																																				

(有価証券関係)

(前中間連結会計期間)

時価評価されていない主な有価証券の内容

	前中間連結会計期間末（平成16年 1 月31日現在）
	中間連結貸借対照表計上額（千円）
(1) その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く）	182, 717

(当中間連結会計期間)

時価評価されていない主な有価証券の内容

	当中間連結会計期間末（平成17年 1 月31日現在）
	中間連結貸借対照表計上額（千円）
(1) その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く）	216, 512

(前連結会計年度)

時価評価されていない主な有価証券の内容

	前連結会計年度（平成16年 7 月31日現在）
	連結貸借対照表計上額（千円）
(1) その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く）	158, 666

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間（自平成15年 8 月 1 日 至平成16年 1 月31日）

当社グループはデリバティブ取引は、行っておりませんので該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自平成16年 8 月 1 日 至平成17年 1 月31日）

当社グループはデリバティブ取引は、行っておりませんので該当事項はありません。

前連結会計年度（自平成15年 8 月 1 日 至平成16年 7 月31日）

当社グループはデリバティブ取引は、行っておりませんので該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自平成15年8月1日 至平成16年1月31日）

区分	衣料事業 (千円)	飲食事業 (千円)	その他事業 (千円)	合計 (千円)	消去又は全 社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	148,951	199,206	61,513	409,670	—	409,670
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	148,951	199,206	61,513	409,670	—	409,670
営業費用	191,989	194,600	62,882	449,472	128,779	578,251
営業損益	△43,038	4,605	△1,369	△39,801	△128,779	△168,580

(注) 1. 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 区分の主な製品

(1) 衣料事業……………紳士服の販売

(2) 飲食事業……………焼肉店の経営

(3) その他事業……………不動産及び通信機器の販売・広告代理業等

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用（128,779千円）の主なものは、親会社の
本社の管理本部等管理部門に係る費用であります。

当中間連結会計期間（自平成16年8月1日 至平成17年1月31日）

区分	衣料事業 (千円)	飲食事業 (千円)	不動産事 業 (千円)	その他事 業 (千円)	合計 (千円)	消去又は全 社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	126,119	186,747	28,073	—	340,940	—	340,940
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	126,119	186,747	28,073	—	340,940	—	340,940
営業費用	156,756	199,629	34,889	60,944	452,221	155,807	608,028
営業損益	△30,637	△12,882	△6,816	△60,944	△111,280	△155,807	△267,088

(注) 1. 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 区分の主な製品

(1) 衣料事業……………紳士服の販売

(2) 飲食事業……………焼肉店の経営

(3) 不動産事業……………不動産販売及び賃貸

(4) その他事業……………通信機器の販売・広告代理業等

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用（155,807千円）の主なものは、親会社の
本社の管理部門に係る費用であります。

前連結会計年度（自平成15年8月1日 至平成16年7月31日）

区分	衣料事業 (千円)	飲食事業 (千円)	不動産事業 (千円)	その他事業 (千円)	合計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	275,536	390,900	76,503	295	743,235	—	743,235
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	275,536	390,900	76,503	295	743,235	—	743,235
営業費用	344,581	394,219	76,661	7,361	822,824	269,357	1,092,182
営業損益	△69,045	△3,319	△157	△7,066	△79,588	△269,357	△348,946

(注) 1. 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 区分の主な製品

- (1) 衣料事業……………紳士服の販売
- (2) 飲食事業……………焼肉店の経営
- (3) 不動産事業……………不動産販売及び賃貸
- (4) その他事業……………通信機器の販売・広告代理業

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用（269,357千円）の主なものは、親会社の本社の管理部門に係る費用であります。

4. 不動産事業は、前連結会計年度は「その他事業」に含めて表示しておりましたが、当連結会計年度の売上高が増加したため区分表示しております。なお、前連結会計年度の同事業の売上高は33,952千円、営業費用は35,298千円、営業損失は1,345千円であります。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度における本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため該当事項はありません。

【海外売上高】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間及び前連結会計年度における海外売上高がないため該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

		前中間会計期間末 (平成16年1月31日)			当中間会計期間末 (平成17年1月31日)			前事業年度の要約貸借対照表 (平成16年7月31日)		
区分	注記 番号	金額（千円）		構成比 (%)	金額（千円）		構成比 (%)	金額（千円）		構成比 (%)
(資産の部)										
I 流動資産										
1. 現金及び預金	※2	219,768			226,936			348,613		
2. 受取手形		56			—			97		
3. 売掛金		17,129			18,665			18,318		
4. たな卸資産		97,542			126,030			109,797		
5. 短期貸付金		113,000			21,000			17,000		
6. その他	※3	68,960			54,647			64,201		
7. 貸倒引当金		△7,126			△29,960			△23,960		
流動資産合計			509,332	17.2		417,320	14.1		534,067	17.9
II 固定資産										
1. 有形固定資産	※1									
(1) 建物	※2	368,076			335,065			351,839		
(2) 土地	※2	1,425,905			1,425,905			1,425,905		
(3) その他		61,616			46,877			52,111		
有形固定資産合計			1,855,598	62.8		1,807,848	61.2		1,829,856	61.4
2. 無形固定資産			11,043	0.4		85,104	2.9		11,111	0.4
3. 投資その他の資産										
(1) 投資有価証券		183,440			213,649			148,449		
(2) 長期前払費用		107,248			89,609			97,880		
(3) 敷金		253,090			231,955			240,470		
(4) その他		34,156			162,651			179,346		
(5) 貸倒引当金		△24			△54,000			△60,000		
投資その他の資産合計			577,911	19.6		643,865	21.8		606,147	20.3
固定資産合計			2,444,553	82.8		2,536,818	85.9		2,447,115	82.1
資産合計			2,953,886	100.0		2,954,138	100.0		2,981,183	100.0

[illegible]

② 【中間損益計算書】

		前中間会計期間 (自 平成15年 8 月 1 日 至 平成16年 1 月31日)		当中間会計期間 (自 平成16年 8 月 1 日 至 平成17年 1 月31日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成15年 8 月 1 日 至 平成16年 7 月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)		金額 (千円)	
I 売上高			409,640	100.0		340,940	100.0
II 売上原価			221,262	54.0		189,458	55.6
売上総利益			188,377	46.0		151,482	44.4
III 販売費及び一般管理 費			353,639	86.3		416,427	122.1
営業損失			165,261	40.3		264,945	77.7
IV 営業外収益	※ 1		12,015	2.9		4,574	1.3
V 営業外費用	※ 2		39,781	9.7		17,158	5.0
経常損失			193,028	47.1		277,529	81.4
VI 特別利益	※ 3		51,989	12.7		—	—
VII 特別損失	※ 4		203,974	49.8		376,844	110.5
税引前中間(当期) 純損失			345,013	84.2		654,373	191.9
法人税、住民税及 び事業税			3,500	0.9		2,300	0.7
中間(当期)純損失			348,513	85.1		656,673	192.6
前期繰越損失			2,446,498			2,442,999	
中間(当期)未処理 損失			2,795,011			3,099,673	

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

前中間会計期間 (自 平成15年8月1日 至 平成16年1月31日)	当中間会計期間 (自 平成16年8月1日 至 平成17年1月31日)	前事業年度 (自 平成15年8月1日 至 平成16年7月31日)
当社は、前期まで連続して売上高が減少傾向にあり、5期連続して経常損失となっていたため、当社は平成15年8月に「ICHIYA Re—Communication計画」を策定し、営業基盤を強化するための方策に取り組んでおりましたが、当中間会計期間は、売上が前期に続き、減少傾向となり、かつ、5年連続の中間経常損失を計上する結果となりました。また、前期から開始したIT関連事業につきましては、将来の採算のとれた収益見込みが立たず、平成16年2月に撤退を決議し、1億76百万円の事業撤退損を計上し、3億48百万円の中間純損失を計上、27億95百万円の利益剰余金のマイナスとなっています。さらに、平成14年10月29日開催の定時株主総会で決議発行した新株予約権（発行総額40億円）は、平成16年1月末時点までに6億58百万円しか行使が行われておらず、未だ満足のいく水準には達していません。 当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。 当社は、当該状況を解消すべく「ICHIYA Re—Communication計画」を継続、推し進めると共に、営業基盤強化のための資金確保といたしまして、平成16年3月12日に第2回新株予約権150,000個（発行総額37億80百万円）を取締役会において発行決議いたしました（承認臨時株主総会平成16年5月12日）。これら資金確保と営業基盤強化により、中期的には売上高の増加を目指すとともに、早期に経常利益を計上できる体制を整えてまいります。	当社は、当中間会計期間も、売上高の減少傾向に歯止めがかからず、依然厳しい状況が続いており、経常損失についても、販促活動を強化したことから、上期後半以降徐々に効果が出始めておりますが、その他の経費削減が予定どおりに進まず、当中間会計期間は、大幅な中間純損失（6億56百万円）を計上しました。また、有利子負債については前事業年度と比較し、約2億円の返済を行い、約12億60百万円となったものの、利益剰余金はマイナスの30億99百万円となっています。また、株主提訴の平成16年5月12日の臨時株主総会決議無効の地裁の判決を受けて、現在高裁で継続中です。 当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。 当社は、当該状況を解消すべく、 ① 本業についてのリニューアル等による販売強化を継続するとともに無駄を廃し、徹底的合理化を図ります。また各社との業務提携を推し進めるとともに、関連事業のM&A等を実行し、新たな経営体制を確立してまいります。 ② 資金確保として、第三者割当増資（平成17年2月16日付、払込金額3億60百万円）を実施し、財務体質の強化を図りました。 ③ 訴訟対策としては、高裁での勝訴を当然目指しておりますが、併せて平成17年3月31日に臨時株主総会を開催し、争点となっている議案について追認を行なったところ、議案については全て可決されました。この議案の可決は、今後の裁判の結果によって、事業運営に支障をきたす	当社は、前事業年度まで連続して売上高が減少傾向にあり、5期連続して経常損失となっていたため、当社は平成15年8月に「ICHIYA Re—Communication計画」を策定し、営業基盤を強化するための方策に取り組んでおりましたが、当事業年度は、売上が前事業年度に続き、減少傾向となり、かつ、前事業年度から開始したIT関連事業の撤退を平成16年2月に決議し、1億79百万円の事業撤退損を計上、7年連続となる当期純損失（6億75百万円）を計上する結果となり、利益剰余金はマイナス31億22百万円となっています。さらに、平成16年7月16日発行した第2回新株予約権150,000個（発行総額37億80百万円）は、平成16年8月末時点までに20,100個（5億6百万円）権利行使されておりますが、今後、順調に権利行使していただけるか確実な保証はありません。 当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。 当社は、当該状況を解消すべく「ICHIYA Re—Communication計画」を再度見直すとともに、グループとしての経営を強化すべく、株式移転による完全親会社設立（平成16年5月12日臨時株主総会決議、移転予定日平成17年2月1日）を決定いたしました。これにより、グループとしての営業基盤を強化し、関連事業のM&Aを実行し、新たな経営体制を確立していく所存です。 また、経営基盤確立のための資金確保として、上記の第2回新株予約権150,000個（発行総額37億80百万円）の行使を促進してまいります。

前中間会計期間 (自 平成15年 8 月 1 日 至 平成16年 1 月31日)	当中間会計期間 (自 平成16年 8 月 1 日 至 平成17年 1 月31日)	前事業年度 (自 平成15年 8 月 1 日 至 平成16年 7 月31日)
中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映しておりません。	ことがない万全の体制になったことを意味し、実質的に訴訟問題の終結が図られることとなりました。 ④ 事業資金及び運転資金等の確保のため、第2回新株予約権以外の資金調達を図ることとし、第3回の新株予約権を発行してまいります。 以上の施策により、資金確保とグループ経営による経営体制を確立し、早期に売上高の増加と、経常利益の黒字化を目指してまいります。 中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映しておりません。	これら資金確保とグループ経営による経営体制を確立し、売上高の増加を目指すとともに、早期に経常利益を計上できる体制を整えてまいります。 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映しておりません。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成15年8月1日 至 平成16年1月31日)	当中間会計期間 (自 平成16年8月1日 至 平成17年1月31日)	前事業年度 (自 平成15年8月1日 至 平成16年7月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法 (2) たな卸資産 商品 個別法による原価法 店舗食材 最終仕入原価法による原価法 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 (2) たな卸資産 商品 同左 店舗食材 同左 貯蔵品 同左	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの 同左 (2) たな卸資産 商品 同左 店舗食材 同左 貯蔵品 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産……定率法 ただし、平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。 なお、耐用年数は以下の通りであります。 建物 7～50年 (2) 無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 特許権については8年間の定額法を採用しております。 (3) 長期前払費用……定額法	(1) 有形固定資産……同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用……同左	(1) 有形固定資産……同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用……同左
3. 繰延資産の処理方法	新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。	新株発行費 同左	新株発行費 同左
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。 (3) 役員退職慰労引当金……商法施行規則第43条に規程する引当金であり、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額の100%を計上しております。	(1) 貸倒引当金……同左 (2) 賞与引当金……同左 (3) _____	(1) 貸倒引当金……同左 (2) 賞与引当金……同左 (3) _____

項目	前中間会計期間 (自 平成15年8月1日 至 平成16年1月31日)	当中間会計期間 (自 平成16年8月1日 至 平成17年1月31日)	前事業年度 (自 平成15年8月1日 至 平成16年7月31日)
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
6. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

前中間会計期間 (自 平成15年8月1日 至 平成16年1月31日)	当中間会計期間 (自 平成16年8月1日 至 平成17年1月31日)	前事業年度 (自 平成15年8月1日 至 平成16年7月31日)
———	従来、増資に伴う「新株発行費」は、営業外費用に計上していましたが、当中間会計期間より特別損失に計上しております。 この変更は、今期大幅な増資を計画し、実行しており、その関連費用も増加したため、経常利益をより適正に表示する目的で行ったものであります。 この結果、従来の方法によった場合に比べ経常損失は、370,602千円減少しておりますが、税引前中間純損失への影響はありません。	———

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成15年8月1日 至 平成16年1月31日)	当中間会計期間 (自 平成16年8月1日 至 平成17年1月31日)
長期貸付金は、前中間会計期間まで区分掲記しておりましたが、資産総額の100分の5以下となりましたので、投資その他の資産の「その他」として表示することといたしました。 なお、当中間会計期間の「長期貸付金」の金額は16,000千円であります。	———

追加情報

前中間会計期間 (自 平成15年 8 月 1 日 至 平成16年 1 月31日)	当中間会計期間 (自 平成16年 8 月 1 日 至 平成17年 1 月31日)	前事業年度 (自 平成15年 8 月 1 日 至 平成16年 7 月31日)
	(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当中間会計期間から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。 この結果、販売費及び一般管理費が4,700千円増加し、営業損失、経常損失及び税引前中間純損失が、4,700千円増加しております。	(役員退職慰労引当金) 従来、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しておりましたが、平成16年5月21日付で役員退職慰労金制度を廃止しました。これにより、前事業年度まで積み立てておりました、役員退職慰労引当金54,978千円を全額戻入処理し、特別利益として計上しております。

注記事項
(中間貸借対照表関係)

項目	前中間会計期間末 (平成16年 1 月31日)	当中間会計期間末 (平成17年 1 月31日)	前事業年度末 (平成16年 7 月31日)
※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額	528,511千円	574,405千円	553,294千円
※ 2. 担保提供資産			
(1) 担保に供している資産			
現金及び預金	50,000千円	50,000千円	50,000千円
(定期性預金)			
建物	287,003千円	264,824千円	275,730千円
土地	1,403,619千円	1,403,619千円	1,403,619千円
計	1,740,623千円	1,718,444千円	1,729,349千円
(2) 担保資産に対する債務			
短期借入金	739,000千円	739,000千円	739,000千円
長期借入金			
(1 年以内返済予定を含む)	679,062千円	448,156千円	572,490千円
計	1,418,062千円	1,187,156千円	1,311,490千円
※ 3. 消費税等の表示方法	仮払消費税等と仮受消費税等は相殺の上、流動資産の「その他」に含めて表示しております。		同左

(中間損益計算書関係)

項目	前中間会計期間 (自 平成15年 8 月 1 日 至 平成16年 1 月31日)	当中間会計期間 (自 平成16年 8 月 1 日 至 平成17年 1 月31日)	前事業年度 (自 平成15年 8 月 1 日 至 平成16年 7 月31日)
※ 1. 営業外収益の主要項目			
受取利息	1,511千円	1,308千円	2,892千円
※ 2. 営業外費用の主要項目			
支払利息	18,024千円	15,185千円	35,582千円
新株発行費	17,970千円	—	69,526千円
※ 3. 特別利益の主要項目			
役員退職慰労引当金戻入	51,989千円	—	54,978千円
※ 4. 特別損失の主要項目			
固定資産売却損	1,138千円	1,044千円	1,515千円
固定資産除却損	—	861千円	740千円
投資有価証券評価損	—	—	5,190千円
退店損失	19,698千円	4,337千円	19,698千円
事業撤退損	176,317千円	—	179,724千円
貸倒引当金繰入額	6,820千円	—	83,630千円
新株発行費	—	370,602千円	—
5. 減価償却実施額			
有形固定資産	26,683千円	22,030千円	52,463千円
無形固定資産	3,838千円	212千円	4,071千円

(リース取引関係)

項目	前中間会計期間 (自 平成15年 8 月 1 日 至 平成16年 1 月31日)	当中間会計期間 (自 平成16年 8 月 1 日 至 平成17年 1 月31日)	前事業年度 (自 平成15年 8 月 1 日 至 平成16年 7 月31日)																																				
リース物件の所有権 が借主に移転すると認 められるもの以外のフ ァイナンス・リース取 引	1. リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間期 末残高相当額	1. リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間期 末残高相当額	1. リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び期末残 高相当額																																				
	<table><tr><td></td><td>取得価 額相当 額 (千円)</td><td>減価償 却累計 額相当 額 (千円)</td><td>中間期 末残高 相当額 (千円)</td></tr><tr><td>器具及 び備品</td><td>76,998</td><td>62,683</td><td>14,315</td></tr><tr><td>合計</td><td>76,998</td><td>62,683</td><td>14,315</td></tr></table>		取得価 額相当 額 (千円)	減価償 却累計 額相当 額 (千円)	中間期 末残高 相当額 (千円)	器具及 び備品	76,998	62,683	14,315	合計	76,998	62,683	14,315	<table><tr><td></td><td>取得価 額相当 額 (千円)</td><td>減価償 却累計 額相当 額 (千円)</td><td>中間期 末残高 相当額 (千円)</td></tr><tr><td>器具及 び備品</td><td>42,201</td><td>37,313</td><td>4,887</td></tr><tr><td>合計</td><td>42,201</td><td>37,313</td><td>4,887</td></tr></table>		取得価 額相当 額 (千円)	減価償 却累計 額相当 額 (千円)	中間期 末残高 相当額 (千円)	器具及 び備品	42,201	37,313	4,887	合計	42,201	37,313	4,887	<table><tr><td></td><td>取得価 額相当 額 (千円)</td><td>減価償 却累計 額相当 額 (千円)</td><td>期末残 高相当 額 (千円)</td></tr><tr><td>器具及 び備品</td><td>76,998</td><td>67,890</td><td>9,107</td></tr><tr><td>合計</td><td>76,998</td><td>67,890</td><td>9,107</td></tr></table>		取得価 額相当 額 (千円)	減価償 却累計 額相当 額 (千円)	期末残 高相当 額 (千円)	器具及 び備品	76,998	67,890	9,107	合計	76,998	67,890	9,107
		取得価 額相当 額 (千円)	減価償 却累計 額相当 額 (千円)	中間期 末残高 相当額 (千円)																																			
	器具及 び備品	76,998	62,683	14,315																																			
	合計	76,998	62,683	14,315																																			
		取得価 額相当 額 (千円)	減価償 却累計 額相当 額 (千円)	中間期 末残高 相当額 (千円)																																			
	器具及 び備品	42,201	37,313	4,887																																			
	合計	42,201	37,313	4,887																																			
		取得価 額相当 額 (千円)	減価償 却累計 額相当 額 (千円)	期末残 高相当 額 (千円)																																			
	器具及 び備品	76,998	67,890	9,107																																			
合計	76,998	67,890	9,107																																				
(注) 取得価額相当額は、未経過 リース料中間期末残高が有 形固定資産の中間期末残高 等に占める割合が低いた め、支払利子込み法により 算定しております。	同左	(注) 取得価額相当額は、未経過 リース料期末残高が有形固 定資産の期末残高等に占め る割合が低いため、支払利 子込み法により算定してお ります。																																					
2. 未経過リース料中間期末残高相 当額 1 年内 9,428千円 1 年超 4,887千円 合計 14,315千円	2. 未経過リース料中間期末残高相 当額 1 年内 4,887千円 1 年超 ー千円 合計 4,887千円	2. 未経過リース料期末残高相当額 1 年内 7,954千円 1 年超 1,153千円 合計 9,107千円																																					
(注) 未経過リース料中間期末残 高相当額は、未経過リース 料中間期末残高が有形固定 資産の中間期末残高等に占 める割合が低いため、支払 利子込み法により算定して おります。	同左	(注) 未経過リース料期末残高相 当額は、未経過リース料期 末残高が有形固定資産の期 末残高等に占める割合が低 いため、支払利子込み法に より算定しております。																																					
3. 当中間期の支払リース料及び減 価償却費相当額 支払リース料 6,574千円 減価償却費相当額 6,574千円	3. 当中間期の支払リース料及び減 価償却費相当額 支払リース料 4,220千円 減価償却費相当額 4,220千円	3. 支払リース料及び減価償却費相 当額 支払リース料 11,782千円 減価償却費相当額 11,782千円																																					
4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によっ ております。	4. 減価償却費相当額の算定方法 同左	4. 減価償却費相当額の算定方法 同左																																					

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間(自平成15年8月1日 至平成16年1月31日)

1. 譲受け事業からの撤退

当社は、平成15年6月13日付でティー・シー・ジェイ㈱からインターネットサービス事業の一部譲受けを行い、同事業の育成のために東京本社を設置し、IT関連事業の育成を行ってまいりましたが、今後の採算の取れた収益見込みが立たず、このまま事業を継続しても追加の資金負担の増加が見込まれるため、平成16年2月27日開催の当社取締役会で同事業からの撤退を決議いたしました。

2. 新株予約権発行について

平成16年3月12日開催の取締役会において、第三者割当による株式会社イチヤ第2回新株予約権の発行について下記のとおり決議いたしました。

(1) 新株予約権発行の条件

- ① 平成16年5月12日開催予定の臨時株主総会に付議する「定款一部変更の件」が決議されることを条件とする。
- ② 株主以外の者に対し、特に有利な条件を付した新株予約権を発行することから、商法第280条の20及び第280条の21に基づき同臨時株主総会において、以下の各項目について決議されることを発行条件とする。

(2) 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社は、現在、新規事業の開発と育成のために平成14年11月16日付をもって、第1回新株予約権を発行しており、新株予約権者に対して、その権利行使の促進依頼を行ってまいりましたが、平成16年3月末現在までの行使状況は、発行総額の約1/4の行使で止まっており、その殆どが行使されない状態が継続し、事業資金および運転資金に影響が生じております。

そのため、改めて新株予約権を発行することで、当該事業資金および運転資金の確保を容易にし、当社の財務体質の強化と既存事業を含めた積極展開が可能となるものと判断したことから、特定の第三者に対して、特に有利な条件で新株予約権を発行するものであります。

(3) 新株予約権発行の要領

- ① 新株予約権の名称 株式会社イチヤ第2回新株予約権
- ② 新株予約権の目的たる株式の種類および数
(ア) 株式の種類および数 当社普通株式 150,000,000株
(新株予約権1個につき 1,000株)

(イ) 株式の数の調整

下記(ケ)に従って、新株予約権の行使により発行又は移転する新株式1株当たりの行使価額の調整がなされた場合、新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整される。但し、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

株式数 = 払込金額 ÷ 行使価額

- (ウ) 発行する新株予約権の総数 150,000個
- (エ) 新株予約権の発行価額 1個につき200円(1株につき0.2円)
- (オ) 新株予約権の発行価額の総額 30,000,000円
- (カ) 新株予約権の割当先および割当数 未定(当社の役員、従業員、会社関係者および株主以外の特定の第三者とし、今後の取締役会で決定する。)
- (キ) 新株予約権の申込期間 平成16年5月31日から平成16年6月1日まで
- (ク) 新株予約権の払込期日 平成16年6月2日
- (ケ) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額(以下、「行使価額」という。)

- (a) 行使価額は、1個につき25,000円又は、行使日の前日に相当する取引日の終値に0.9を乗じた価格(円未満切上げ)に(3)②に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額を比較し、いずれか低い方を行使価額とする。

(b) 行使価額の調整

行使価額は、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合は次の算式により調整される。

(なお、次の算式において、「既発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まないものとし、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行し又は自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」には当該発行又は処分される株式数を含むものとする。)但し、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

$$\begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{c} \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当りの発行・処分価額} \\ \text{1株当りの時価} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数} \end{array}}$$

なお、行使価額は、株式の分割もしくは株式併合の場合、時価を下回る払込価額で自己株式を処分する場合、株式に転換できる証券を発行する場合又は新株予約権もしくは新株予約権を付与された証券の発行が行われる場合等にも調整される。

(コ) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の総額

当初3,750,000,000円

(サ) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額

当初1個につき 25,200円 (1株につき 25.2円)

(シ) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額

当初3,780,000,000円

(ス) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組み入れない額

新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中、資本に組み入れない額は、当該発行価額より資本に組み入れる額を減じた額とする。資本に組み入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

(セ) 新株予約権の期中行使があった場合の取扱い

本新株予約権の行使により交付する株式に関する利益配当金又は中間配当金（商法293条ノ5による金銭の分配）は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間（現在7月31日及び1月31日に終了する各6ヶ月の期間）の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

(ソ) 新株予約権の行使期間

平成16年6月3日から平成18年7月31日まで

但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(タ) 新株予約権の行使条件

各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。

(チ) 株式交換・株式移転における新株予約権の承継

- (a) 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行うときは、新株予約権にかかる義務を当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に承継させる。但し、当該株式交換にかかる株式交換契約書又は当該株式移転にかかる株主総会決議において、次の(b)に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限るものとする。

(b) 承継される新株予約権の内容の決定の方針

1) 目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

2) 目的たる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整するものとし、調整後1株未満の端数は切り捨てる。

3) 権利行使に際して払込むべき金額

承継前における価額と同額

4) 権利行使期間

承継前における権利行使期間に同じ

5) その他の権利行使の条件

原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については、株式交換又は株式移転の際に当社取締役会において定めるものとする。

6) 消却事由及び消却条件

原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については、株式交換又は株式移転の際に当社取締役会において定めるものとする。

7) 新株予約権の譲渡制限

完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(ツ) 譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を受けなければこれを行うことができない。

(テ) 新株予約権証券の発行

新株予約権証券の発行はこれを行わないものとする。

(ト) 新株予約権の発行価額及び新株予約権の行使に際し払込をなすべき額の算定理由

新規事業用資金と運転資金を機動的に調達することおよび財務体質の改善を図るため新株予約権を発行するものであります。また、当社の株価の推移状況（業績の低迷等から当社の株価は低迷状態である）からブラックショールズモデルによる算定は適切でないと判断し、当社の財務状況と今後の業績見通し（平成16年7月期売上高見込は721百万円、経常損失見込は450百万円）を踏まえて、新株予約権1個の発行価額は200円といたしました。

また、行使価額は、現在発行の第1回新株予約権の行使価額を基準としており、行使日の前日に相当する取引日の終値に0.9を乗じた価格に(3)②に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額を比較し、いずれか低い方の金額を払込むべき金額といたしました。

(ナ) 募集の方法

第三者割当の方法による。

(ニ) 新株予約権の行使請求受付場所

当社高知本社 管理本部

(ヌ) 前記各号については、証券取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

3. 株式移転による完全親会社設立に関する取締役会決議について

当社は、平成16年4月19日開催の取締役会において、商法第364条以下の規定による株式移転の方法により、当社の完全親会社（持株会社）の設立を平成16年5月12日開催予定の当社臨時株主総会に付議することを決定いたしました。

(1) 株式移転による完全親会社の設立および持株会社体制による事業再編の目的

当社は、昭和22年3月創業以来、本社のある高知県高知市を中心に「紳士服等衣料品の小売業」を営み、昭和27年6月に株式会社を設立、事業規模を拡大し、昭和58年以降、郊外型の店舗展開が順調に推移したことから、平成6年4月株式を店頭登録させていただきました。しかしながら、同業者間での競合の激化と消費の低迷もあって業績が悪化し、当社は経営再建のため、平成11年11月飲食事業（焼肉店「牛藩」）の展開を開始。以後、事業の柱となるべく新規事業の開発に注力してまいりました。具体的には、不動産事業、自動製作機械の製造事業、絵画・美術品取扱事業等に取り組んでまいりましたが、事業としての確立には至らず、また、前期よりIT関連事業に係る営業の一部譲受けを行い、同事業の育成のため東京事務所を設置し、新規事業を含めた展開を開始しましたが、今後の事業展開と投資額に見合う採算性について再検討の結果、IT関連事業の撤退を決議しております。

そのような状況下におきまして、平成16年2月1日付当社の代表取締役の変更に伴い、当社並びに当社の子会社を含めた企業グループとして、健全かつ競争力のある会社を目指すため、この度の株式移転による完全親会社設立を検討した次第であります。

今後は、グループとしては、機動的かつ柔軟な事業再編を行い、経営の効率化と体質強化を図ることを目指し、各事業に責任を持たせ、迅速で効率的な意思決定と管理運用が可能なグループ形成を検討してまいります。その結果、独立採算制を中心とした管理体制の強化を図り、M&A等により企業を付加することで、多岐に亘る経営形態を形成することも可能となりますが、現行では検討段階でありますので、将来的概要に関しては、決定次第随時開示してまいります。

今後は持株会社体制への移行を通じて、セグメント毎に迅速な意思決定と情報の提供を行い、株主・投資家・顧客・取引先等の皆様にとって、価値ある企業を目指してまいります。

(2) 株式移転の条件等

① 株式移転の日程（予定）

平成16年4月19日（月）	株式移転決議取締役会
平成16年5月12日（水）	株式移転承認臨時株主総会開催日
平成16年12月9日（木） 予定	株券提供公告
平成16年12月13日（月） 予定	株券提出期間開始
平成17年1月31日（月） 予定	株券提出期間終了
平成17年1月26日（水） 予定	上場廃止日
平成17年2月1日（火） 予定	株式移転期日・持株会社設立日
平成17年2月1日（火） 予定	持株会社設立登記日
平成17年2月1日（火） 予定	持株会社上場日

(注) 詳細な日程につきましては、現在申請会員である証券会社等と討議しておりますので、決定次第発表させていただきます。

② 株式移転比率（予定）

	株式会社イチャホールディングス	株式会社イチャ
株式移転比率	1. 0	1. 0

(注) 1. 株式の割当比率

株式会社イチャの普通株式1株に対して株式会社イチャホールディングスの普通株式1株を割当て交付いたします。また、単元株制度を採用し、1単元の株式を1,000株といたします。

2. 株式移転比率の算定根拠

本株式移転におきましては、当社単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、株式移転時の当社構成と株式会社イチャホールディングスの株主構成に変化はないことから、株主の皆様には不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様が所有する普通株式1株に対して株式会社イチャホールディングスの普通株式1株を割当てることといたしました。

3. 第三者機関による算定結果、算定方法および算定根拠

上記2の理由により、第三者機関による算定は行いません。

4. 今後、変更があった場合は、随時発表させていただきます。

③ 株式移転交付金

当社は、株式移転に際して株式移転交付金の支払は行いません。

④ 設立後における新会社の登録申請に関する事項

新たに設立する完全親会社の登録（売買開始）予定日は、日本証券業協会の規則に基づき決定されますが、株式移転をなすべき日は平成17年2月初旬を予定しております。なお、株式会社イチャホールディングスの新規登録に伴い、株式会社イチャは、平成17年1月下旬をもちまして登録取消となる予定であります。

⑤ 株式移転による新株予約権の完全親会社への承継に関する事項

当社は、平成16年3月12日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づき、特定の第三者に対して特に有利な条件で新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成16年5月12日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議しておりますが、上記新株予約権は完全親会社に承継されます。

承継される新株予約権の内容

(ア) 目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

(イ) 目的たる完全親会社の株式の数

新株予約権1個につき、完全親会社の株式1,000株を割当てます。

(ウ) 権利行使に際して払込むべき金額

新株予約権1個につき25,000円、又は、行使日の前日に相当する取引日の終値に0.9を乗じた価格（円未満切上げ）に（イ）に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額を比較し、いずれか低い方を行使価格とする。

(エ) 権利行使期間

平成16年6月3日から平成18年7月31日まで

(オ) その他の権利行使の条件

原則として、承継前における権利行使の条件と同じとする。

(カ) 消却事由および消却条件

原則として、承継前における権利行使の条件と同じとする。

(キ) 新株予約権の譲渡制限

完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑥ 株式会社イチャ第1回新株予約権の消却に関する事項

当社は平成14年10月29日開催の定時株主総会において、第1回新株予約権160,000個の発行を決議し、未行使の新株予約権は平成16年3月31日現在で119,590個あります（行使期間は平成14年11月18日から平成17年7月31日まで）。しかしながら、平成16年5月12日開催予定の臨時株主総会において、株式移転による完全親会社設立が承認決議された場合には、平成14年10月29日株主総会で決議された新株予約権の消却事由（「株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合」）に該当することとなるため、総会決議の後に同日に取締役会を開催し、残存する第1回新株予約権の全部を消却することを決議いたします。

なお、消却条件については平成14年10月29日の総会決議に従い、本新株予約権者に対し、無償で消却することといたします。

⑦ 株式移転の当事会社の概要（平成16年 1 月31日現在）

1) 商号	株式会社イチヤ
2) 事業内容	紳士服小売業、飲食業
3) 設立年月日	昭和27年 6 月24日
4) 本店所在地	高知県高知市帯屋町一丁目10番18号
5) 代 表 者	代表取締役社長 吉岡公和（平成16年 3 月31日現在）
6) 資 本 金	36億9,258万円（平成16年 3 月31日現在）
7) 発行済株式総数	96,340,884株（平成16年 3 月31日現在）
8) 株主資本	11億2,300万円
9) 総資産	29億5,388万円
10) 決算期	7 月31日
11) 従業員数	22名
12) 主要取引先	ワキタ株式会社・フレックスジャパン株式会社・美濃屋株式会社
13) 大株主及び持株比率	羅 民詔 5,141,000株 (6.25%)
14) 主要取引銀行	高知銀行、四国銀行、りそな銀行

⑧ 最近 3 事業年度の業績

	株式会社イチヤ		
決算期	平成13年 7 月期	平成14年 7 月期	平成15年 7 月期
売上高（百万円）	2,684	3,052	784
営業利益（百万円）	△362	225	△316
経常利益（百万円）	△596	△681	△374
当期純利益（百万円）	△1,855	△2,128	△545
1 株当たり当期純利益（円）	△111.11	△41.69	△8.67
1 株当たり年間配当金（円）	—	—	—
1 株当たり株主資本（円）	47.56	22.61	16.49

(3) 新会社（持株会社）の概要

- ① 商号 株式会社イチヤホールディングス
- ② 事業内容 (ア) 他社の株式・有価証券等を取得所有することおよび当該会社の管理運営
(イ) グループ企業の管理業務運営を行うとともに、経営戦略の立案や検討、株主の皆様への対応等の業務
(ウ) 株式を保有する他の会社に対し、必要な助言・斡旋その他コンサルティング業務
- ③ 本店所在地 高知県高知市帯屋町一丁目10番18号
- ④ 取締役及び監査役 (代表取締役社長) 吉岡公和 (取締役) 曾我部達雄・山本誠三・竹崎隆一・増田聡 (監査役) 中越正人・清水正博・澤本正二郎・井上昌治
- ⑤ 資本金 5 億円
- ⑥ 発行予定株式数 96,340,884株（平成16年 3 月31日現在）
但し、株式会社イチヤが発行した新株予約権が、株式移転期日の前日までに行使された場合は、発行された株式数に相当する株式数を限度として、株式数を増加させるものといたします。
- ⑦ 決算月 7 月31日
設立登記日（平成17年 2 月初旬予定）から平成17年 7 月31日までを第 1 期営業年度といたします。
- ⑧ 会計監査人 国際第一監査法人

⑨ 設立後の見通しと事業再編の効果

新会社は、専門性を持たせた子会社をグループとして捉え、管理・支援し互いにシナジー性を持たせてグループ全体の利益と価値を創造することを事業としていく所存であります。更にグループ内での資産・ノウハウの有効活用およびグループを構成する子会社の選定・管理などグループとしての経営を行ってまいります。このようにグループとして経営を考え各子会社を管理・支援することに特化できることから、様々な手法により柔軟かつ迅速にグループ運用および効率的な経営が可能となります。

今後の新会社の管理する会社等に関しましては、編成手法や候補を現在検討中であり、決定次第開示してまいります。

当中間会計期間（自平成16年8月1日 至平成17年1月31日）

1. 第三者割当による新株式発行について

当社は、平成17年1月28日開催の取締役会決議に基づき、平成17年2月16日付で第三者割当による新株式発行を行いました。

新株式発行要領

(1) 発行株式数	普通株式30,000,000株
(2) 発行価額	1株につき12円
(3) 発行価額の総額	360,000,000円
(4) 資本組入額	1株につき6円
(5) 資本組入額の総額	180,000,000円
(6) 申込期日	平成17年2月15日（火）
(7) 払込期日	平成17年2月16日（水）
(8) 新株券交付日	平成17年2月16日（水）
(9) 配当起算日	平成17年2月1日（火）
(10) 割当先及び割当株数	Orient Trader International Limited（オリエントトレーダーインターナショナルリミテッド） 30,000,000株

2. 新株予約権発行について

平成17年2月18日開催の取締役会において発行決議した、第三者割当による株式会社イチャ第3回新株予約権については、平成17年3月31日開催の臨時株主総会において発行が承認され、平成17年4月20日付で同新株予約権の発行を行いました。

(1) 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社は、現在、新規事業の開発と育成のために平成16年5月12日開催の臨時株主総会決議をもって、平成16年7月16日付で第2回新株予約権を発行し、発行した新株予約権150,000個のうち、平成17年1月6日現在までに個数で約43%の権利行使があり、順調に行使されておりましたが、当社の株主より臨時株主総会決議無効確認等の訴訟提起があり、平成16年12月24日付の第一審判決において、本判決確定日までに行使されていない部分が無効であるとの判決を受けております。これに対して、当社は高松高等裁判所へ平成17年1月7日付で控訴し、引き続き係属中であり本判決はいまだ確定しておりません。

しかしながら、当社コンプライアンスの観点から、本訴訟の最終判決が確定するまでは、第2回新株予約権による資金調達を保留することが最善であると判断いたしました。しかし今後については、最終判決に至るまでの期間権利行使を保留すると、当初計画しておりました事業資金及び運転資金に影響が生じてくることから、平成17年2月16日に第三者割当増資を行い、一部は補填したものの、当初計画には満たないため、新たに新株予約権を発行することで、当初予定していた事業資金及び運転資金を機動的に調達することが可能となり、当社の財務体質の大幅な改善も図れることから、特定の第三者に対して特に有利な条件で新株予約権を発行しようとするものであります。

(2) 新株予約権発行の要領

- 1) 新株予約権の名称 株式会社イチャ第3回新株予約権
- 2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数
 - ① 株式の種類および数 当社普通株式 250,000,000株
(新株予約権1個につき 1,000株)

② 株式の数の調整

下記 8) に従って、新株予約権の行使により発行又は移転する新株式 1 株当たりの行使価額の調整がなされた場合、新株予約権の目的たる株式の数は、次の算式により調整される。但し、1 株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

株式数＝払込金額÷調整後行使価額

3) 発行する新株予約権の総数 250,000個

4) 新株予約権の発行価額 無償

5) 新株予約権の割当先および割当数

① 名称 RICH PENINSULA TRADING LIMITED (リッチ ペニンシュラ トレーディング リミテッド)

住所 P.O.BOX 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Islands

割当個数 125,000個

② 名称 TOWER SKY PROFITS LIMITED (タワー スカイ プロフィッツ リミテッド)

住所 P.O.BOX 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Islands

割当個数 125,000個

6) 新株予約権の申込期日 平成17年4月19日

7) 新株予約権の発行日 平成17年4月20日

8) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額 (以下、「行使価額」という。)

① 行使価額は、1 個につき10,000円 (1 株につき10円)

② 行使価額の調整

行使価額は、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合 (自己株式を処分する場合を含む。) は次の算式により調整される。

(なお、次の算式において、「既発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まないものとし、当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行又は自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」には当該発行又は処分される株式数を含むものとする。) 但し、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & \text{既発行} & & \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当りの発行・処分価額} & \\ & & & \text{株式数} & & + & \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{1株当りの時価}} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & & & \end{array}$$

なお、行使価額は、株式の分割もしくは株式併合の場合、株式に転換できる証券を発行する場合、又は新株予約権もしくは新株予約権を付与された証券の発行が行われる場合等にも調整される。

9) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の総額

2,500,000,000円

10) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額

1 個につき 10,000円 (1 株につき 10円)

11) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額

2,500,000,000円

12) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中、資本に組み入れない額

新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中、資本に組み入れない額は、当該発行価額より資本に組み入れる額を減じた額とする。資本に組み入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

13) 新株予約権の期中行使があった場合の取扱い

本新株予約権の行使により交付する株式に関する利益配当金又は中間配当金 (商法293条ノ5による金銭の分配) は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間 (現在7月31日及び1月31日に終了する各6ヶ月の期間) の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

14) 新株予約権の行使期間

平成17年4月21日から平成19年7月31日まで

但し、行使期間の最終日が当社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

15) 新株予約権の行使条件

各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。

16) 株式交換・株式移転における新株予約権の承継

- ① 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行うときは、新株予約権にかかる義務を当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社に承継させる。但し、当該株式交換にかかる株式交換契約書又は当該株式移転にかかる株主総会決議において、次の②に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限るものとする。
- ② 承継される新株予約権の内容の決定の方針
 - (ア) 目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
 - (イ) 目的たる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整するものとし、調整後1株未満の端数は切り捨てる。
 - (ウ) 権利行使に際して払込むべき金額
承継前における価額と同額とする。
 - (エ) 権利行使期間
承継前における権利行使期間に同じとする。
 - (オ) その他の権利行使の条件
原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については、株式交換又は株式移転の際に当社取締役会において定めるものとする。
 - (カ) 消却事由及び消却条件
原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については、株式交換又は株式移転の際に当社取締役会において定めるものとする。
 - (キ) 新株予約権の譲渡制限
完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

17) 譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を受けなければこれを行うことができない。

18) 新株予約権の消却事由及び消却の条件

当社に当該新株予約権の所有権が移転した場合には、これを当社取締役会の承認を得た後、無償にて消却することができる。

19) 新株予約権証券の発行

新株予約権証券の発行はこれを行わないものとする。

20) 新株予約権の発行価額及び行使価額の算定理由

新規事業用資金と運転資金を機動的に調達すること及び財務体質の改善を図るため新株予約権を発行するものであります。また、当社の株価の推移状況（業績の低迷等から当社の株価は低迷状態にある。）からブラックショールズモデルによる算定は適切でないと判断し、当社の財務状況と今後の業績見通しを踏まえて、新株予約権の発行価額は無償といたしました。

また、行使価額は当社の株価の推移状況から最近の取引値の最低価格といたしました。

21) 募集の方法

第三者割当の方法による。

22) 新株予約権の行使請求受付場所

当社高知本社 管理部

23) 前記各号については、証券取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

前事業年度（自平成15年8月1日 至平成16年7月31日）

1. 関連会社の設立について

平成16年8月2日開催の取締役会決議により、当社の主体事業である紳士服及び衣料品小売業の強化と新規展開を図る目的で、中華人民共和国において衣料等繊維製品取扱企業である「上海華源股份有限公司」との間で、日本国内における合弁会社の設立を含めた業務提携契約を平成16年8月10日に締結いたしました。

(1) 業務提携先の概要

- | | |
|---------|------------------------|
| ① 商号 | 上海華源股份有限公司 |
| ② 事業内容 | 繊維製品の総合メーカー |
| ③ 設立年月日 | 1996年7月2日 |
| ④ 本店所在地 | 上海市浦東陸家嘴東路161号少商局大厦31楼 |
| ⑤ 代表者名 | 呉云生 |
| ⑥ 資本金 | 49,175.4万元 |

- ⑦ 従業員数 7,952名
- ⑧ 株主構成及び持株比率 中国上海華源集团有限公司 31.51%

(2) 関連会社の概要

- ① 商号 華源 J A P A N株式会社
- ② 会社の目的、事業内容 衣料品繊維製品及び日用品雑貨等の輸出入代理業
- ③ 設立予定日 平成16年10月（予定）
- ④ 本店所在地 東京都港区内とする。
- ⑤ 代表者名 孫 瑩（上海華源股份有限公司 総経理）
- ⑥ 資本金 40,000千円
- ⑦ 株主構成及び持株比率 上海華源股份有限公司 70%
株式会社イチヤ 30%
- ⑧ 発行済株式数 800株

（注）当社代表取締役社長吉岡公和及び顧問山本誠三の2名が取締役として就任予定。

2. 株式会社アド研との業務提携について

平成16年8月2日開催の取締役会決議により、新規事業として、株式会社アド研の保有するポイント交換サービスに関する知的財産権を共有することにより、本特許を軸とした事業展開を目的として、同社と平成16年8月業務提携ならびに特許権持分譲渡等契約を締結するとともに同社株式の5%を取得しております。

業務提携先の概要

- ① 商号 株式会社アド研
- ② 会社の目的、事業内容 広告の企画・製作・印刷・WEB制作企画
- ③ 設立年月日 1978年10月13日
- ④ 本店所在地 大阪市浪速区幸町3丁目1番3号
- ⑤ 代表者名 榊原 悠
- ⑥ 資本金 10,000千円
- ⑦ 従業員数 40名
- ⑧ 株主構成及び持株比率 榊原 悠 75%

(2) 【その他】

① 決算日後の状況

特記事項はありません。

② 訴訟

当社は、平成16年5月12日に臨時株主総会を開催し、第2回新株予約権の発行を上程し承認可決されましたが、この臨時株主総会の決議が無効であるとして、株主羅民詔氏が高知地方裁判所へ提訴、同年12月24日付第一審判決において、同臨時株主総会に関する決議の取消し、ならびに第2回新株予約権のうち本判決確定日までに行使されていない部分が無効であるとの判決を受けました。当社はこれを不服として平成17年1月7日高松高等裁判所へ控訴し現在係属中であります。今後、裁判のなかで当社の主張が正当に認められるものと判断いたしております。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 臨時報告書
平成16年8月18日四国財務局長に提出
証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。
- (2) 臨時報告書
平成16年10月1日四国財務局長に提出
証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。
- (3) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第54期）（自 平成15年8月1日 至 平成16年7月31日）平成16年10月28日四国財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
平成16年11月25日四国財務局長に提出
証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。
- (5) 有価証券報告書の訂正報告書
平成16年12月15日四国財務局長に提出
事業年度（第53期）（自 平成14年8月1日 至 平成15年7月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。
- (6) 半期報告書の訂正報告書
平成16年12月15日四国財務局長に提出
事業年度（第54期中）（自 平成15年8月1日 至 平成16年1月31日）の半期報告書に係る訂正報告書であります。
- (7) 有価証券届出書の訂正届出書
平成16年12月15日四国財務局長に提出
平成16年7月8日提出の有価証券届出書に係るものであります。
- (8) 有価証券届出書の訂正届出書
平成16年12月16日四国財務局長に提出
平成16年12月15日提出の有価証券届出書の訂正届出書に係るものであります。
- (9) 臨時報告書
平成16年12月21日四国財務局長に提出
証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。
- (10) 臨時報告書の訂正報告書
平成17年1月5日四国財務局長に提出
平成16年5月13日提出の臨時報告書に係るものであります。
- (11) 臨時報告書
平成17年1月28日四国財務局長に提出
証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。
- (12) 有価証券届出書（その他の者に対する割当）及びその添付書類
平成17年1月28日四国財務局長に提出
- (13) 有価証券届出書の訂正届出書
平成17年1月31日四国財務局長に提出
平成17年1月28日提出の有価証券届出書に係るものであります。
- (14) 臨時報告書
平成17年2月16日四国財務局長に提出
証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

(15) 臨時報告書

平成17年 2 月21日四国財務局長に提出

証券取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 4 号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

(16) 有価証券届出書（新株予約権発行）及びその添付書類

平成17年 3 月31日四国財務局長に提出

(17) 有価証券届出書の訂正届出書

平成17年 3 月31日四国財務局長に提出

平成17年 3 月31日提出の有価証券届出書に係るものであります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。